



鳥取県公報

平成15年11月18日(火)
号外第148号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部改正(702)(循環型社会推進課)..... 1

告 示

鳥取県告示第702号

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成4年鳥取県告示第317号)の一部を次のように改正する。

平成15年11月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

第1条 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下この条において「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下この条において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第4項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第4項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者</p>

する者をいう。

(4) 設置予定者 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者をいう。

(5) 事業者等 排出事業者、処理業者、設置予定者及び産業廃棄物処理施設の設置者をいう。

(6) 略

(7) 許可対象外処理施設 処理業者が業として行う産業廃棄物の処分の用に供する産業廃棄物の中間処理を行うための施設であって、産業廃棄物処理施設以外のものをいう。

(8) 積替え保管施設 処理業者が業として行う産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の用に供する産業廃棄物の積替え又は保管のための施設をいう。

(9) 許可対象外処理施設等 許可対象外処理施設又は積替え保管施設をいう。

とする者をいう。

(4) 事業者等 排出事業者及び処理業者をいう。

(5) 略

(6) 許可対象外処理施設 処理業者が設置する産業廃棄物の中間処理を行うための施設であって、産業廃棄物処理施設以外のものをいう。

(7) 積替え保管施設 処理業者が設置する産業廃棄物の積替え及び保管のための施設をいう。

(8) 処理施設等 産業廃棄物処理施設、許可対象外処理施設又は積替え保管施設をいう。

(生活環境影響調査計画書の作成等)

第6条 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(以下「産業廃棄物処理施設設置予定者」という。)は、法第15条第3項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)を実施する前に、次に掲げる事項を記載した生活環境影響調査計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画の概要

(2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭のうち、生活環境影響調査を実施する項目及びその選定理由

(3) 生活環境影響調査を実施する区域及びその設定理由

(4) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定により生活環境影響調査計画書が提出されたときは、別に定める生活環境影響調査に関する指針に基づき、産業廃棄物処理施設設置予定者に対し、当該計画書の内容について、必要な指導を行うものとする。

3 前項の場合においては、知事は、関係市町村長に対し、生活環境影響調査計画書の内容に対する地域の生活環境の保全上の見地からの意見を求め、その意見を勧案するものとする。

4 関係市町村長は、前項の意見を述べるに当たり、産業廃棄物処理施設設置予定者に対し説明を求めることができる。

5 産業廃棄物処理施設設置予定者は、前項の規定により関係市町村長から説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。

(生活環境に関する調査の実施)

(産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議)

第6条 設置予定者は、法第15条第1項の規定による許可の申請(以下「許可の申請」という。)の前に、別記産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書(様式第1号)により、知事(排出事業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する保健所長。以下この章(第17条を除く。)において同じ。)に協議することができる。

2 前項の事前協議書には、法第15条第1項の規定による許可の申請書の案及びその添付書類のほか必要により次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項の規定による事前協議をしようとする者が、第2条第3号又は法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項に規定する許可を受けようとする処理業者である場合にあっては提出予定の許可申請書の案及び当該申請書に添付する書類、法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする処理業者である場合にあっては提出予定の届出書の案及び当該届出書に添付する書類

(2) 地元説明計画書

(3) その他参考となる書類等

第7条 許可対象外処理施設又は積替え保管施設(以下「許可対象外処理施設等」という。)を設置しようとする処理業者(以下「許可対象外処理施設等設置予定者」という。)は、事前に、当該施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しなければならない。

2 前項の規定による調査については、前条の規定を準用する。

(処理施設等の設置に係る事前協議)

第8条 産業廃棄物処理施設設置予定者又は許可対象外処理施設等設置予定者(以下「設置予定者」という。)は、法第15条第1項の規定による許可の申請又は許可対象外処理施設等の設置の工事の着手(第16条第1項及び第4項において「許可の申請又は工事の着手」という。)の前に、別記産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書(様式第1号)により、知事(排出事業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設の所在地を管轄する保健所長。以下この章(第20条の2を除く。)において同じ。)に協議しなければならない。

2 前項の事前協議書には、法第15条第1項の規定による許可の申請書の案(許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、法第15条第2項各号に掲げる事項に準じた事項を記載した書類)及びその添付書類(許可対象外処理施設等を設置しようとする場合にあっては、前条第1項の規定による調査の結果を記載した書類、施設の構造を明らかにする設計計算書、処理工程図及び施設の付近の見取り図)のほか必要により次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 環境保全対策を記載した書類

(3) 災害防止対策を記載した書類

(4) 処理施設等を設置しようとする土地(進入路を含む。)を使用する権原を証する書類

(5) 処理施設等の設置に要する事業費及びその資金計画に関する書類

(6) 第2条第3号に規定する許可を受けようとする処理業者が設置する施設の場合は、提出予定の許可申請書に添付する書類

(7) 地元説明計画書

(8) その他参考となる書類等

(現地調査)

第7条 略

(市町村長等への照会)

第8条 知事は、事前協議を受けたときは、関係市町村長及び関係機関の長(以下「関係市町村長等」という。)に当該協議書の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

(計画の変更等の指導)

第9条 知事は、前条の規定による関係市町村長等への照会に対する回答又は第12条第6項の規定による通知を踏まえ、設置予定者に対し関係法令等に定める必要な手続を行うべきことを教示するとともに、必要があると認めるときは、留意すべき事項又は事業計画の変

(現地調査)

第9条 略

(市町村長等への照会)

第10条 知事は、事前協議を受けたときは、関係市町村長及び関係機関の長に当該協議書の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 関係市町村長等は、前項に規定する照会に対する回答とは別に、地域の生活環境の保全上の見地から知事に対して意見を述べることができる。

3 関係市町村長及び関係機関の長は、第1項の照会に対する回答又は前項の意見を述べるに当たり、設置予定者に対し説明を求めることができる。

4 設置予定者は、前項の規定により関係市町村長及び関係機関の長から説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。

(地域住民への説明)

第11条 設置予定者は、処理施設等の設置に当たっては、事前に関係市町村長及び地域住民に事業計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得よう努めなければならない。

2 設置予定者は、前項の説明をする地域住民の範囲について、事前に、知事及び関係市町村長の意見を聞かなければならない。

3 関係市町村長は、設置予定者が地域住民を対象として説明等を行おうとするときは、日時及び場所等の調整について協力するものとする。

(地域住民の意見)

第12条 地域住民は、前条第1項の規定による説明を受けた後に、地域における生活環境の保全上の見地から設置予定者に意見書を提出することができるものとする。

2 設置予定者は、地域住民から当該事業計画等に係る環境保全対策等に関する要望があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 設置予定者は、地域住民への事業計画等の説明の状況及び地域住民からの要望に対する対応の内容等を地域住民から提出された意見書の写しとともに、知事及び関係市町村長へ書面で報告しなければならない。

(計画の変更等の指導)

第13条 知事は、第10条第1項及び第2項の規定による関係市町村長等の回答及び意見並びに前条第1項の規定による地域住民の意見を踏まえ、設置予定者に対し関係法令等に定める必要な手続を行うべきことを教示するとともに、必要があると認めるときは、留意す

更等について指導するものとする。

2 設置予定者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、知事へその結果を報告しなければならない。

3 略

(事前協議の完了通知)

第10条 知事は、第6条第1項に規定する事前協議書その他関係書類を審査し、内容が適当であると認めるときは、その旨を設置予定者及び関係市町村長へ通知するものとする。

(許可の申請等)

第11条 第6条第1項の規定により事前協議を行った設置予定者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、許可の申請を行ってはならない。

2 許可の申請に係る添付書類のうち、事前協議において既に提出されており変更の必要のないものについては、その一部を省略することができる。

3 略

(市町村長等への説明)

第12条 設置予定者は、許可の申請をする前に、関係市町村長等に事業計画の内容について説明を行うとともに、事業計画と関係法令等との整合性を確保しなければならない。

2 関係市町村長等は、前項の説明を受けたときは、当該事業計画に係る関係法令等について、設置予定者に対して必要な教示及び指導を行うものとする。

3 関係市町村長は、前項の教示及び指導とは別に、地域の生活環境の保全上の見地から設置予定者に対して意見を述べるることができる。

4 関係市町村長は、前項の意見を述べるに当たり、設置予定者に対して説明を求めることができる。

5 設置予定者は、前項の規定により関係市町村長から

べき事項又は事業計画の変更等について指導するものとする。

2 設置予定者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な措置を講じ、知事及び関係市町村長へその結果を報告しなければならない。

3 略

(生活環境の保全に関する協定)

第14条 設置予定者は、関係市町村長又は地域住民から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協定の締結及び内容について関係者を指導することができる。

(事前協議の完了通知)

第15条 知事は、第8条第1項に規定する事前協議書その他関係書類を審査し、内容が適当であると認めるときは、その旨を設置予定者及び関係市町村長へ通知するものとする。

(許可の申請等)

第16条 設置予定者は、前条の規定による通知を受けた後でなければ、許可の申請又は工事の着手を行ってはならない。

2 前項の申請に係る添付書類のうち、事前協議において既に提出されており変更の必要のないものについては、その一部を省略することができる。

3 略

4 設置予定者は、正当な理由がなく前条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに当該処理施設等について許可の申請又は工事の着手を行わなかった場合は、当該処理施設等について新たに事前協議を行わなければならない。

説明を求められたときは、誠意を持って対応しなければならない。

6 関係市町村長は、第3項の意見を述べたときは、その内容を知事に通知するものとする。

(地域住民への説明)

第13条 設置予定者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、許可の申請をする前に、地域住民に事業計画等について説明するとともに、話し合いの場を持ち、その理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民の意見)

第14条 地域住民は、前条の規定による説明を受けた後に、地域における生活環境の保全上の見地から設置予定者に意見書を提出することができるものとする。

2 設置予定者は、地域住民から前項の規定による意見書の提出を受けたとき、又は当該事業計画等に係る環境保全対策等に関する要望があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 設置予定者は、許可の申請に当たっては、前条の規定による地域住民への事業計画等の説明の状況及び前項の規定による地域住民からの要望に対する対応の内容等を第1項の規定により地域住民から提出された意見書の写しとともに、知事及び関係市町村長へ書面で報告しなければならない。

(生活環境の保全に関する協定)

第15条 設置予定者は、関係市町村長又は地域住民から生活環境の保全に関する協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

(工事計画書の提出)

第17条 設置予定者は、処理施設等の工事に着手しようとするときは、あらかじめ別記産業廃棄物処理施設等工事計画書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(工事完了報告書の提出)

第18条 許可対象外処理施設等の設置予定者は、当該許可対象外処理施設等の工事が完了したときは、別記産業廃棄物処理施設等工事完了報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(完成検査)

第19条 知事は、前条の規定による報告があったときは、工事完了の確認検査を行うものとする。

2 許可対象外処理施設等は、前項の規定による確認検査を受けた後でなければ使用してはならない。

(構造等の変更の場合等の準用)

第16条 第6条から前条までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者が法第15条の2の5第1項の規定による許可を受けようとする場合について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項並びに第11条第3項中「第15条第1項」とあるのは「第15条の2の5第1項」と読み替えるものとする。

2 略

(産業廃棄物処理施設の承継)

第17条 産業廃棄物処理施設の設置者から当該産業廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について第15条の生活環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容を遵守しなければならない。

2 第15条の規定は、承継者について準用する。

(許可対象外処理施設等への準用)

第18条 第12条から第15条まで及び前条の規定は、許可対象外処理施設等を設置しようとする者について準用

(構造等の変更の場合等の準用)

第20条 第6条から前条までの規定は、処理施設等の設置者が次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合について準用する。この場合において、第8条第1項及び第2項並びに第16条第3項中「第15条第1項」とあるのは、「第15条の2の4第1項」と読み替えるものとする。

(1) 当該処理施設等が産業廃棄物処理施設である場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第12条の8各号に掲げる変更

(2) 当該処理施設等が許可対象外処理施設である場合にあっては、次に掲げる変更

ア 当該許可対象外処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該施設の処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの

イ 当該許可対象外処理施設の位置の変更

ウ 当該許可対象外処理施設の処理方式の変更

エ 当該許可対象外処理施設の構造及び設備に係る変更であって、主要な設備に係るもの又は当該変更により排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させることとなるもの

オ 処理に伴い生ずる排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更

(3) 当該処理施設等が積替え保管施設である場合にあっては、当該積替え保管施設の規模の拡大

2 略

(処理施設等の承継)

第20条の2 処理施設等の設置者から当該処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、次に掲げる書類を作成し、知事(承継者が排出事業者である場合にあっては、当該処理施設等の所在地を管轄する保健所長)に提出しなければならない。

(1) 当該処理施設等が許可対象外処理施設等である場合にあっては、別記許可対象外処理施設等承継届出書(様式第4号)

(2) 承継後の事業計画書

(3) 環境保全対策を記載した書類

(4) 災害防止対策を記載した書類

2 承継者は、当該処理施設等について生活環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容を遵守しなければならない。

3 第14条の規定は、承継者について準用する。

する。この場合において、第12条から第15条までの規定中「設置予定者」とあるのは「許可対象外処理施設等の設置予定者」と、第12条第1項及び第13条中「許可の申請」とあるのは「許可対象外処理施設等の設置に係る工事等の着手」と、第13条中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「許可対象外処理施設等」と、第14条第3項中「許可の申請」とあるのは「法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定による許可の申請」と読み替えるものとする。

2 第12条から第15条までの規定は、許可対象外処理施設等の設置者が次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合について準用する。この場合において、第12条から第15条までの規定中「設置予定者」とあるのは「許可対象外処理施設等の設置者」と、第12条第1項及び第13条中「許可の申請」とあるのは「許可対象外処理施設等の変更の工事等の着手」と、第13条中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「許可対象外処理施設等」と、第14条第3項中「許可の申請」とあるのは「法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項の規定による変更の許可申請又は法第14条の2第3項若しくは法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による変更の届出」と読み替えるものとする。

- (1) 当該許可対象外処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該施設の処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
- (2) 当該許可対象外処理施設の位置の変更
- (3) 当該許可対象外処理施設の処理方式の変更
- (4) 当該許可対象外処理施設の構造及び設備に係る変更であって、主要な設備に係るもの又は当該変更により排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- (5) 処理に伴い生ずる排ガス若しくは排水の排出の方法又は量の増大に係る変更
- (6) 当該積替え保管施設の規模の拡大

3 知事は、前項の場合において、当該変更等が規模の縮小等のため生活環境の保全上支障がないと認めるときは、同項の規定を適用しないことができる。

(産業廃棄物の県内処理)

第19条 略

2 略

(県外産業廃棄物の処理受託協議)

第20条 処理業者で県外で発生した産業廃棄物の処理(運搬を除く。)を受託しようとする者(以下「受託業者」という。)は、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者(以下「委託事業者」という。)ごとに別記産業廃棄物処理受託協議書(様式第2号)に

(産業廃棄物の県内処理)

第21条 略

2 略

(県外産業廃棄物の処理受託協議)

第22条 処理業者で県外で発生した産業廃棄物の処理(運搬を除く。)を受託しようとする者(以下「受託業者」という。)は、産業廃棄物の処理を委託しようとする排出事業者(以下「委託事業者」という。)ごとに別記産業廃棄物処理受託協議書(様式第5号)に

次に掲げる書類を添付して、知事に協議しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(承認等の通知)

第21条 略

2 略

3 知事は、協議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、その旨を受託業者に通知するものとする。

(1) 略

(2) 産業廃棄物が積替え保管施設経由で搬入される場合であって、その排出者が不明確であるとき

(3) 略

(処理の受託)

第22条 略

(受託内容の変更の場合の協議)

第23条 第21条第1項の規定による承認通知を受けた受託業者が、次の各号に掲げる受託内容の変更をしようとする場合は、当該変更について新たに第20条第1項の規定による協議をし、承認を得なければならない。

(1)~(3) 略

(書類の提出等)

第24条 略

(環境影響評価法等の対象事業に係る特例)

第25条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象事業については、この要綱中第6条から第14条までの規定(第16条において準用する場合を含む。)は、適用しない。

(勧告及び公表)

第26条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対

次に掲げる書類を添付して、知事に協議しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

3 受託しようとする産業廃棄物の種類ががれき類の場合は、第1項の規定にかかわらず、除去しようとする工作物ごとに同項の規定による協議を行うものとする。

(承認等の通知)

第23条 略

2 略

3 知事は、協議の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、その旨を受託業者に通知するものとする。

(1) 略

(2) 産業廃棄物が積替え保管施設経由で搬入される場合

(3) 略

(処理の受託)

第24条 略

(受託内容の変更の場合の協議)

第25条 第23条第1項の規定による承認通知を受けた受託業者が、次の各号に掲げる受託内容の変更をしようとする場合は、当該変更について新たに第22条第1項の規定による協議をし、承認を得なければならない。

(1)~(3) 略

(書類の提出等)

第26条 略

(環境影響評価法等の対象事業に係る特例)

第27条 環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)の対象事業(次項において「評価対象事業」という。)については、この要綱中第6条から第13条まで及び第15条の規定(第20条第1項において準用する場合を含む。)は、適用しない。

2 評価対象事業に係る第16条(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第1項及び第4項中「前条の規定による通知を受けた」とあるのは「環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条又は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)第25条の規定による環境影響評価書の公告がされた」とする。

(勧告及び公表)

第28条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対

し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第13条の規定による地域住民の理解を得る努力が十分なものでなく、又は第14条第1項の規定により提出された意見書若しくは同条第2項の要望に対する対応が誠意あるものでないと認められる者
 - (2) 第20条の規定による受託協議をせず、又は虚偽の受託協議をした者
 - (3) 第22条の規定に違反して産業廃棄物の処理を受託した者
 - (4) 略
- 2 略

(その他)
第27条 略

し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第8条第1項(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をした者
 - (2) 第15条(第20条第1項において準用する場合を含む。)の規定による完了通知を受ける前に工事に着手した者
 - (3) 第22条の規定による受託協議をせず、又は虚偽の受託協議をした者
 - (4) 第24条の規定に違反して産業廃棄物の処理を受託した者
 - (5) 略
- 2 略

(その他)
第29条 略

第2条 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

産業廃棄物処理施設等設置(変更)事前協議書

職 氏 名 様

産業廃棄物処理施設を設置(変更)したいので、下記のとおり協議します。

年 月 日

郵便番号

住 所

協議者 氏 名

㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

設置(変更)の目的	1 産業廃棄物排出事業者としての自己処理 2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業としての営業
事前協議の区分	1 中間処理施設の(設置・変更) 2 最終処分場の(設置・変更)

	3 その他()
事前協議の内容	別添のとおり

注 該当するものに をすること。

添付書類

- 1 事前指導の区分に応じた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項（第15条の2の5第1項）の許可に係る申請書の案（欄外上に事前協議用案と記入し、申請者印は不要とする。）及び当該申請書の添付書類
- 2 事前協議をしようとする者が、鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱第2条第3号又は法第14条の2第1項若しくは法第14条の5第1項に規定する許可を受けようとする処理業者である場合にあっては提出予定の許可申請書の案及び当該申請書に添付する書類、法第14条の2第3項又は法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出をしようとする処理業者である場合にあっては提出予定の届出書の案及び当該届出書に添付する書類
- 3 地元説明計画書
- 4 その他参考となる書類等

様式第2号から様式第4号までを削り、様式第5号中「第22条関係」を「第20条関係」に改め、【備考】を削り、同様式を様式第2号とする。

附 則

- 1 この告示は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に改正前の鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）第6条第1項（第7条第2項又は第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定により生活環境影響調査計画書が提出されている改正前の要綱第2条第5号に規定する産業廃棄物処理施設又は改正前の要綱第7条第1項に規定する許可対象外処理施設等（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）に係る同計画書に係る提出後の手続については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前に改正前の要綱第8条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書が提出されている産業廃棄物処理施設等に係るこれらの施設の設置に係る手続（改正前の要綱第17条から第20条の2までの規定に係る手続を除く。）については、なお従前の例による。

